

# 世界の宗教的状況とその方向性

——日本の国内事情、特に靖国神社の問題に関連して——

福田孝雄

## はじめに

二十一世紀にまさに入らんとする時期、二十世紀の人類文化や過去のいくつかの大戦や世界的状況の反省に立って、新たな世界観の構築に向けての動きが現われ、キリスト教信仰上の用語いわゆる「ミレニアム」が流行語ともなり、キリスト教以外の一般大衆文化の中でも日常的に語られた。

しかし二十一世紀に入るや、あのいまわしき九・一一の衝撃的事件がニューヨークに発生した。その直後からアメリカを中心とする国際社会が、対イスラム原理主義やその一部の暴力的流れの諸集団との対峙においていかなる様相を呈しつつあるかが、日常的にメディアを通じ報じられている。かの九・一一の人類史上稀にみる大事件以後、世界的視野に立って宗教と社会・政治の問題等については、我々にとって鳥瞰することなど不可能であるが、過般、ニューヨーク・タイムズに特にイスラム社会の原理主義及び主としてキリスト教文

化圏での原理主義的傾向と非伝統的精霊信仰などに関連するさまざまな宗教的状況についての記事が掲載された。それは極めて概観的なものであつて、具体的内容に乏しいものであるが、総体的に世界的な宗教の傾向を知る上で、いささかなりとも資するものがあるうかと思われるので、以下全文訳出し紹介することにした。

現今、日本の保守政権政党の政治的戦略と密接に関わりある事象として、靖国神社参拝を含む諸般の問題が発生している。背景にある現日本国憲法の改正（改悪か？）に関連する問題として、一連の流れの中に、特に国家神道の復活はあり得ないとしても、愛国思想の復権の偏向性を感じ、我々にとって無関係なる問題として座視し得ざるものがあるので、それらについても一考の余地があると史料するのである。

戦後六十年、あの忌わしき戦火の記憶は忘却の彼方に消え失せてしまったのであろうか。日本全国民が、かの侵略戦争を正義の実現のためと教えられ、伝統宗教、特に仏教界もあ

げてそれらの目的遂行に協力してきた事実は、拭い去ることのできない歴史的事実である。

日本の仏教は元来古代の天皇制形成と展開の下で、鎮護國家に関わる諸宗教儀礼を軸に展開し発展してきた。それは古来の諸精霊への畏怖、シャーマニズム的観念、祖霊信仰、輪廻信仰など多様な要素が絡み合うなかで、天皇をはじめ支配層の安穩を確保しさらなる幸福を得るための祈祷仏教として発足した。また他方、日本固有の諸宗教的観念と習合しつつ発展し展開してきた。その立場では庶民のささやかな日常的願望や人間的なさまざまな問題から発生する苦難の改善のために、それぞれの立場で力を添えてきたことも事実である。

仏教本来の教義的立場からすれば他の国ぐにや人びとに犠牲を強要したり、侵略したりする行為に加担することはあつてはならない筈である。強大な国家権力に抗して、己れの立場を守り信念を貫徹することは至難の業であろう。しかし国家的犯罪や社会悪に対しては、一貫して批判的態度で臨み、信念に基づき権力と一定の距離を保ちつつ、社会的発言を通じて、発信し続けて行くべきだろうと思う。当然のことながら個々の仏教者もそれぞれ思想信条があろう。しかしそれらは仏教的基本理念に立脚し、裏付けられた仏教的立場と整合性をもつものなのでなければならぬだろう。

以上の諸観点から問題を整理していきたい。

次の第二項において、ニューヨーク・タイムズに掲載された「伝統的でない、他の多くの宗教現象」(More religion, but Not the Old-Time Kind. by Laurie Goodstein. The New York Times, Sunday, January 9, 2005. Vol CLIV-No53. 089)を参考のため訳出し、世界的な宗教現象をそれによって理解し、それとは直接的には関わりはないが、第三項以下において日本の靖国神社をめぐる諸問題を、仏教者としての立場から検討し、それに含まれる事象を対象として眺めていきたい。

## 二 伝統的でない、他の多くの宗教現象

ローリー・グッドスタイン

西欧社会を離れ、全世界的視野の下に眺めてみた場合、新たな力をもって宗教が生起しつつあることを知るだろう。かつての共産主義諸国家は、モスクの建立者達、キリスト教の宣教師達そして伝統的教団に属さない、新たな諸信念の活動家達と共鳴しつつある。中国に眼を転ずると、非合法的な「私的教会」が、急激に増加しつつあり、その実体や実数は当局も、キリスト教会の指導者達も把握できない状況である。中南米諸国では、信者達が精霊を憑依させ、聖なる言葉を発する熱烈なる「ペンテコスタ教会」(Pentecostal church)が伝統的ローマ教会に抵抗しつつ膨張を続けている。そして北米合衆国では、ブッシュ大統領の再選のための選挙運動で、

大いに貢献し勝利を手にしたキリスト教保守勢力は、政治的側面では勿論のこと、メディアやあらゆる文化活動にその力を發揮し発言力を増大させつつある。

他方、先般の東南及び南アジアを襲った津波は、さらに宗教の復興に拍車をかけ、その犠牲者も見物人も共にその大災害に立ち向い、モスクや教会や寺院の建設に取りかかり、人道的救援活動を行っているのである。

これら世界的な宗教の信仰における没我的な傾向の発生は、一体何を意味しているのだろうか。より宗教的であるということは、暴力的衝突が、暴力的原理主義的活動により煽動されるより手に負えない世界を意味していると想定することは、容易である。しかしながら、ある宗教的権威者は、これらの現象はたしかに狂信的傾向が増大しつつあることを明確に示しているものの、必ずしもそれが、原理主義的であることを証明できるものではないと言っている。事実、いかなる信念における暴力的原理主義に対しても、反撥が興りつつあるかも知れない。

世界における急激な宗教の発展は、必ずしも原理主義的な形態ではなく、キリスト教におけるペンテコスタ的流派なのである。

一方、キリスト教の原理主義者は教義や聖典の無謬性に焦点をおくが、ペンテコスタ派にとつて最も重要なことは、そ

の信徒達が口誦による唱文や奇跡的治療を含む「精霊に満たされた」礼拝儀礼と称するところのものである。二十世紀初頭アメリカの伝道師達がペンテコスタの教義を植えたブラジルでは、今や教団独自のテレヴィ局やサッカーチームや政治集団をも持つに至ったのである。

殆どのキリスト教の神学者達は、韓国ソウルのペンテコスタの一派は「ヨイド (Yoido) 完全福音教会」であると確信している。韓国のこのペンテコスタ派の教会は一九五八年に一人の仏教僧の転向者が、スラム街に設立したテントでの信徒礼拝集會に端を発している。現在では典型的な日曜礼拝には二五万人もの信徒が参集する。

「若し、地球的規模のキリスト教団に投資するとするならば、躊躇することなく、ペンテコスタ派に対して行うだろう。しかし、原理主義には決してしないであろう」と、シカゴ神学大学のキリスト教の名誉教授であり、原理主義の研究についての著書の共著者であるマーティン・E・マーティーは語っている。

昨年十一月のアメリカ合衆国の大統領選挙後、自由な立場の評論家達は、(アメリカは)今にもキリスト教的「原理主義者達」によって、支配されようとしていた、と警告を發した。

しかし、今日のアメリカ合衆国では、キリスト教徒の権利

と称しているものを創り出そうとする多くのプロテスタント教徒は、分離主義的的民族集団を創設しようとする傾向にある。一部の原理主義者の集団ではなく、むしろ文化活動に従事し、かれらの信仰を共有する福音主義者なのである。マーティ教授は、原理主義をもって、世俗主義と近代性に対する激しい抵抗として定義する。たとえばサウスカロライナ洲のグリーン・ビルにある原理主義のボブ・ジョンズ (Bob Jones) 大学では、学生達はあらゆる種類の現代音楽のみでなく、キリスト教的ロックやラップでさえ聴くことが禁じられている。しかし、イリノイス洲の先導的福音主義の教育機関であるヒートン (Wheaton) 大学では、現代のキリスト教的音楽は、多くの学生達に受け入れられている。

アメリカ合衆国では、一九二〇年代にキリスト教的原理主義が現われたが、しかしそれは一九六〇年代には衰退していった。その後、原理主義は、ビルリー・グラハム (Billy Graham) 流として復活した集会やラジオ局や学校教育機関を有する福音主義によって取って変わられたのである。

世界的な原理主義自体は、少なからず海外で過激主義や暴力主義と連携するに至ったので、アメリカ合衆国では、保守的キリスト教内では人気が失われてしまった。

非キリスト教的信念における原理主義は、一九七〇年代にあって「世界的な世俗社会の倒産とか金融破綻や国家主義的

自由な信念」を有する現象となつたと、ペンシルヴェニア州立大学の歴史学と宗教学の教授であるフィリップ・ジェンキンス (Philip Jenkins) は語っている。「信念の破壊」の中には、国家主義 (Nationalism) やマルキシズムや社会主義や汎アラブ主義や汎アフリカ主義があつた。人びとは一九七〇年代からは単なる保守的宗教のみでなく、政治的傾向を有する宗教を持つようになった」と、「次代のキリスト教徒——全世界的キリスト教の到来」(The Next Christendom: The coming of Global Christianity) の著者であるジェンキンス教授は言っている。

今や、原理主義の未来は、同時作用的にいくつかの矛盾的傾向を有しているために、理解し難いものになっている。

疑いもなく、ある原理主義は、一種の宗教的武力行使の競争へとかりたて、補強し段階的に増大しつつ他の新たな原理主義を育てることになるのである。

ナイジェリアの中央高原州では、近年ムスリムとキリスト教の暴徒が相互に相手方の村落を襲い、何万という人を殺戮し、死体を放置し、難民を生んだ。二〇〇二年のインドにおける暴動では、グジャラート洲のヒンドゥー教徒によって、一千人の殆どがムスリムであるが、一日先に、ムスリムが満員の列車を襲い五九人のヒンドゥー教徒を殺害した報復として、殺害された。

パキスタンの政治評論家であり、ワシントンの国際平和のためのカーネギー基金を視察したフセイン・ハツカニ

(Husain Haqani) は、イラクのフアルージャの暴徒達は、フランクリン・グラハム (Franklin Graham) 師の援助組織「サマリア人義捐金」を伴ったキリスト教十字軍が、ムスリムに改宗する途上にあると誤った風評を携えて戦士達を勧誘したと語っている。因みに、グラハム氏は、ムスリム世界を通じて、イスラム教は「極めて邪悪にして不道德な宗教である」という彼の演説によってよく知られている。原理主義は必ずしも非寛容性に通じるものではない、とペンシルヴェニア州立大学のジェンキンス教授は述べている。そして「人びとは、伝統的見解を有する人びとは長期にわたって、なんとか共存することが可能だ」とも語っている。

「しかし時折、我々は、彼らが見ることができない時代に入り、そして今まさにこれらの時代の一つにいるように思える。」と言う。

分析者達はまた、宗教の信仰者達は殺戮や経済的不振や社会的抑圧以外に、何ものをも創造しない活動に、幻滅を増大させている衝撃的兆候を観ているのである。

昨年のインドの選挙において、選挙民は、支配政党であるヒンドウーの国家主義的グループのバラティヤ・ジャナタ (Bharatiya Janata) 党を拒否した。このヒンドウー国家主義

グループの中核的組織は、インド各州でムスリムやその他に對しての暴力的行為を煽動しているのである。

そして世界最大のムスリム国家インドネシアでは、九月選挙にイスラムの主流派が、二〇〇二年のバリ島における爆破事件をも含む、いくつかのテロ行為に責任があるラディカルな団体ジェマア・イスラミヤ (Jemah Islamiyah) の脅迫的な精神的態度に、比較的忌憚なく発言する宗教に関わりの薄い将軍を、大統領として支援した。

原理主義的活動は、政治的支配の計画ではなく、転覆のための計画であつたために躓きをみせた。ムスリムの半数は、教育が受けられないとハツカニ氏は言うが、しかしタリバンがアフガニスタンを支配していた時代、かれらは教育改革に影響を与えることはなかった。マーティー教授は、若しイランが自由且つ公平な国民投票を、今日実施すれば「アヤトラ (注、イスラムの高位聖職者) 達は、排斥されてしまうであろう」と言っている。

このような理由から「現在、原理主義と表現すること自体紛らわしい状態が増加してきている」とノートルダム大学の歴史学教授であり、国際平和の研究機関の「ジョアン・B・クロック研究所」(Joan. B. Kroc Institute for International Peace Studies) の理事であるR・スコット・アップルバイ (R. Scott Appleby) は言い、さらに「われわれは、これら

の人びとは、以前にも増して流動性があり遠慮なく意見が述べられるように、よりよく組織化されたからであることにさらによく気付いたからであると、言いたい」とつけ加えている。

二〇〇二年に、アップルバイ教授とガブリエル・A・アーモンド氏及びエマニュエル・シヴァン氏等は、原理主義の計画について、マーティン教授と共同で出した研究成果に基づいて「強き宗教」なる一書を刊行した。その共著のサブタイトルは「全世界的な原理主義の勃興」(The Rise of Fundamentalism Around the world)であった。

さて、アップルバイ氏は「原理主義は今衰退に向っているといういくつかの証拠があり、論文もそれを指摘している。それは、暴力や不寛容性の傾向にあるがゆえに、その衰退はピークに達し、あるいはピークに達しつつあり、ついにはその暴力や不寛容性は機能しなくなるのである。原理主義は殺戮や生命の損失をもたらす、その上経済的好転も認められず、むしろ極度の疲弊をもたらすのだ」と述べている。

それは、かれがより良き状態や、時には暴力的宗教の破滅を予見するのではないことを言おうとするのではない。その性格上、原理主義者達は、経済やある場合には殉教の如き超越的観念によって刺激されるから、耐えることができるのである。アップルバイ氏は、発展を見ることを期待するのでは

なく、わずかな技術的理解や組織化する能力によって、以前にも増してより大なる権限が与えられる自称革命的絶対的資力の持続性を期待しているのであると述べる。

アメリカ合衆国政府は、単なる宗教的熱情と潜在的に危険な原理主義であるものとの必然的な識別をなす準備を殆どしていないと、約一年前、国務省における国際的宗教の自由を扱う事務所の局長のポストを去ったトーマス・F・ファー(Thomas. F. Farr)が述べている。

「わたしの外国関係の仕事に就いている友人の多くは、宗教上の問題についてムスリムの法学者(Imam)と対話するよりも、むしろ関係ルートを作るであろう」と国際的な宗教解放の仕事を行うグループでワシントンに本部がある世界的契約のための研究機関で現在働いているファー(Farr)氏は述べている。

かれらが問題とすべきことは「これらの宗教は、その中で絶対主義的な感覚において排他主義的傾向を有しているか、また、かれらのサイクルの外部の他の人類に門戸を開放できるかどうか」であるとファー氏は述べるのである。これらは必然的に宗教学上の問題なのである。

以上が全文の翻訳であるが、同時に、右の論文中に關係する諸国の宗教的状况の統計が、他の機関の調査結果を引用し

て掲載されている。

たとえば

ナイジェリア（二〇〇五年）の主要宗教の信徒

（「ペンテコスタ」的なのは、殆どのキリスト教の伝統の中に見出される）

全キリスト教徒六一・四（百万）全ナイジェリアキリスト教徒で三%増

プロテスタント 全ナイジェリアキリスト教徒の三三・四%で四・七%増

ローマン・カトリック 全ナイジェリアキリスト教徒の三〇・五%で四・三%増

アングリカン（聖公会） 全ナイジェリアキリスト教徒の三一・八%で三・五%増

独立派教会 全ナイジェリアキリスト教徒の四三・二%で二・三%増

ムスリム 全ナイジェリアで五四・七（百万）で二・七%増

精霊信仰 (animist) 全ナイジェリアで一三・六（百万）で二・九%増

（合計では一〇〇%を超えるが、多くの人びとは複数の宗教を信仰しているためである）

インド

世界の宗教的状況とその方向性（福田）

ヒンドゥー教徒八一〇・四（百万）で一・七%増

ムスリム教徒 一三四・一（百万）で二%増

全キリスト教徒 六八・二（百万）で二・四%増

独立派教会 全インドキリスト教徒の五三・八%を占め三・一%増

プロテスタント 全インドキリスト教徒の二八・六%を占め二・六%増

ローマン・カトリック 全インドキリスト教徒の二六・七%を占め二・五%増

精霊信仰四一・九（百万）二・四%増  
インドネシア

ムスリム教徒一二一・六（百万）で一・四%増  
新宗教 ヒンドゥー教、仏教系、アジア系宗教とキリスト教の混淆五〇・〇（百万）で一・五%増

キリスト教徒 全インドネシアキリスト教徒 三〇・五（百万）で一・八%増

ローマン・カトリック 全インドネシアキリスト教徒の二三・〇%を占め二・五%増

プロテスタント 全インドネシアキリスト教徒の四六・六%で二・三%増

ブラジル

全ブラジルキリスト教徒二六六・八（百万）で一・三%

増

プロテスタント 全ブラジルキリスト教徒の一八・二%  
を占め二・〇%増

ローマン・カトリック 全ブラジルキリスト教徒の九三  
・五%を占め一・三%増

精霊信仰八・九(百万)で二・四%増

(アフリカ系、アメリカインディアン系、あるいは精霊信  
仰の伝統とカトリックとの習合したもの等々を含む)

### 三 仏教と靖国神社の問題

#### その背景にあるもの

一九四五年八月一五日をもつて、あの忌わしき大戦が我が  
国の敗戦によつて終結した。

爾来、あのような戦争体験を繰り返してはならないと言  
う強い願望は、日本国民各層が共有するものであったし、現在  
もなお共有し続けていると思う。しかし戦後六十年を経て、  
戦争を知らぬ世代が社会の中堅として現代日本の指導的立場  
にあつて、ひたすら経済大国を動かし、日本国家自体経済大  
国として、強大な資本力をもつて世界経済の一翼を荷い、同  
時に平和憲法下においてすら、とめどなき軍拡が国民の関知  
せざるうちに進行し、今やアメリカに次ぐ強大な軍事的国家  
となつてしまつた。

このような状況下にあつて、ムスリム武装集団の各地のテ  
ロリズムに対抗することを理由に、有事法が成立し憲法改正  
(改悪か)を視野に、アメリカと軍事的共同歩調の下に、国  
際政治の場に臨むこととなつた。このような状況の中で、再  
びかたくなな姿勢を取り続ける首相の靖国神社参拝の問題が  
世の注目をあつめ、論議の的となつている。保守政党が政権  
の座に就いて以来、靖国神社参拝は肩書き付きの閣僚や国会  
議員達によつて強行されてきた。日本の侵略戦争の犠牲とな  
つた近隣諸国の人びとの感情を無視し、強い抗議のアピール  
をも顧慮することなくそれは継続されてきた。首相経験者  
も異議を唱え「首相の靖国神社参拝は慎重な上にも慎重を重  
ねるべきだ」との意見を具申するに至つた。しかし保守政党  
の潮流は靖国神社参拝を当然のこととして擁護する立場にあ  
り、言論界にも靖国神社参拝を支持する声も依然として多い  
のも事実である。このような声を代表するものとして現自民  
党幹事長代理が「首相が靖国を参拝するのは当然であり責務  
である。次の首相も、その次の首相も行つていただきたい」  
との談話を報道関係者の前で述べている。首相自身も靖国神  
社参拝については「他の国が干渉すべき問題ではない」と強  
気の発言を繰り返している。またある政治家は、首相の靖国  
参拝にあれこれ口出しするのは「内政干渉だ」と発言してい  
る。つまり靖国神社の存在を政教一致的思考の下におき、参



拝という宗教的行為を政治的視野において眺めている。またある人物は、靖国神社を含め日本神道は、宗教ではないのだから、戦没者の慰霊のための靖国神社参拝も何ら政教分離の原則に違背するものではないと主張する。

明治政府発足以来、富国強兵の絶対的国家目標の下に国民を動員し、国家指導者が天皇の神権的絶対政治確立のために取った手段が神道国家という祭政一致の理念の徹底であった。その中で、国民動員の絶対的な大義名分を構成する中心的役割を果すべく、靖国神社（招魂社）の創設がはかられたのである。

幕末以来、国学思想の勃興から神道国家の建設が国民的精神統合の有効な手段であるとの認識の下、国家指導者が神仏分離、廃仏毀釈による天孫としての現人神を頂点とする国家神道の理念構築が主眼となった。そのような歴史的背景を検証しながら、問題を客観的に摘出して行かねばならないと思う。

神仏分離と廃仏毀釈の先駆となり、明治新政府にそれが継承されていた布告の第一は、慶応四年（一八六八）三月十三日のそれであり、その中心は祭政一致と神祇官再興と全国各地の神社・神職の神祇官付属とを定めたものである。これを嚆矢として次々に神仏分離の布告が出されるに至り、集権国家の構想が次第に、その姿を鮮明化しながら確立されていっ

た。神仏分離と廃仏毀釈と神道国教化の政策が薩長倒幕派のイデオログとして、国体神学の信奉者が登用されることにより顕在化した。

後発国として弱小な存在であった日本が、国際社会で列強に互して、その存在と活動の場を得るためにも国民の意識統合をはかることが欠くことのできない条件であった。特に新政府の開国和親政策においては当然キリスト教の解禁にともなつて、その影響は絶大なものとの危惧から、それに対抗する手段としては天皇の神権的絶対性の確立が必須であつて、その理論的根拠の構築が国体神学の最大の課題であつた。国学者の一部及び神道家の思想は、時代をリードする主流のイデオロギーへと昇華し、神道国教化の実現のために新たな神道の実体としての統一体系をつくり上げていく必要性があつた。その基本構想となつたのが、頂点に宮中祭祀と神官をおき、その中間に官・国幣社を配置し最下位に各地域の産土社をおくことにより、全神社を政府の支配下において神道国家の体制を確立して、皇室神道と直結させようとするものであり、これが究極的目標であつた。

神仏分離の諸布告は、同時に廃仏へとつながる必然性も内包されていたが、しかし仏教伝来以来長い歴史的時間の中で、日本人の精神生活に絶大な影響を及ぼし深く生活・慣習に根をおろし定着してきた仏教は、容易に除去しうるものではな

かった。新政府がその目的を遂行する上で、仏教との提携が不可欠な条件であったから、後にこれが仏教をも取り込んだ国民教化運動へと展開していった。

古代的制度を継承する神政国家的体制の中での神祇官制度や祭政一致は、近代国家体制を構築するための原理とはならない矛盾を含んでいたから、欧米流の信教の自由を形式的にも掲げる必要性があった。このような状況を背景として、明治三十四年の祭神論争へと発展と、祭祀と宗教の分離によって神社神道を一般宗教と切り離し、超宗教的国家祭祀としての国家神道を確立する方向へと進んでいった。この間の事情を知る上で明治七年の神道家から出された「神道を以て宗教となすは皇室の瑕瑾たる事」の文献は重要であり、現代につながる「神道は宗教にあらず」の先駆となるものである。古代天皇制の最盛期に、皇室祭祀は儒仏及び陰陽道の影響において体系化され整備されていった。時代が下り、一八六八年一月三日王政復古の掛声と共に、天皇親政の近代天皇制国家が発足した。古代天皇制は政治の実権を掌握していたから、明治維新はそれへの復帰を前提とするものであった。この天皇制国家の政治理念は、祭政一致をもって基本路線としたから、その実現のために神祇官を再興して神祇祭祀の復興に力点を置き、その下に神仏分離、キリスト教禁止の目標を設定して神道国教化を強行していったが、明治維新の観念的

な祭政一致・神祇官制が、現実的に国家体制の原理になりうることはなかった。従ってその変更を余儀なくされた。キリスト教の禁止とか反仏教的意識の下で強引に神道国教化の政策を、神道家の主導によって行ってきたが、それらは時代錯誤的で時代にそぐわないものとなったため、神祇官は神祇省へと降格させられた。格下げの結果、神祇省に皇霊を置くことはできないという理由で宮中へ奉遷されることとなった。明治五年神祇省が廃され、教部省を設置し、神祇省が推進してきた大教宣布運動を改め、神道と仏教との協力によって、組織的国民教化運動を展開しようとした。国民教化運動は、政治経済的には富国強兵と殖産興業を掲げて、政府主導の資本主義育成と社会的には、近代化のための国民啓蒙運動であり宗教的には、国家神道を創設し全宗教をその下に従属させようとする、国家神道体制を確立するための強引な政策であった。しかし廃仏毀釈後の回復期にあった仏教にとって、この国民教化運動は仏教の地盤回復の絶好の機会でもあった。しかしその実体は、教部省の三条教則にみられるように仏教の独自性が認められなかったため、島地黙雷はヨーロッパの近代国家における国家と宗教との関係を見聞した経験から、三条教則を痛烈に批判した。また同じく、かれは各宗門の宗教活動の自由を要求した。明治八年(一八七五)真宗四派は、ついに信教の自由を要求し、神仏合併布教の矛盾について、

大教院を脱退したため、結局、国民教化運動は、三年未滿にして烏有に歸した。ついに、教部省は各宗に信教の自由を保障する旨口達したが、同時に「政教一致」の誤解をとこうとした。しかしすべての宗教家は、天皇制的国民教化に対する奉仕を行うことを、当然の義務として課されることとなった。

当時の政府の宗教政策については、井上毅の「宗教の自由につき意見書」(明治十七年四月)が、一つの方向性を示している。井上はヨーロッパ見聞の經驗を基に、「宗教之事は政畧上更に第一之大問題にして、此事之処分下手に出候はば、將來以外に可<sub>レ</sub>懼之結果を生じ、不<sub>レ</sub>可<sub>三</sub>收拾<sub>一</sub>に至るも難<sub>レ</sub>測」と言い、宗教の自由を公布する時、認可教、不認可教を區別すること、宗教を以て政治の具とする時は、国民多数の信仰する宗教を用いるべきこと、宗教を以て政治と和合せせようとするなら、なるべく外国を以て中心点とする教え(キリスト教)を用いず「内国慣熟の教」を用いるべきことであるとの三点を強調し、現今は仏教を擯斥する日にあらずして、寧ろ仏教を牢絡する時宜であると述べている。

以後、天皇制国家に仏教が隸属し、それを補強しつつ一四五五年、その体制が崩壊するまで、その關係は持続する。

神道主義に基づく神々の選別が行われ、祭祀すべき神々、祀るに値しない俗信、姪祀として排除されるべきものが定められ、明治初年以降神社の創建が相次いで行われた。新政府

では、ペリー来航以降に国事に倒れた人々を中心として祀る招魂社が創建され、東京招魂社と呼ばれ後に靖国神社と改称された。これは別格官幣社に列格され、以来年二回の例祭には、勅使差遣と奉幣が行われた。政府は爾來、天皇のための忠死者を祀り顕彰するこの宗教施設を重視し保護した。ここに現代に繼承される靖国神社が創建されたのである。

#### 四 絶対天皇制下における仏教指導層

帝国憲法の制定によつて、天皇の存在は現人神として神聖不可侵なるものとなり、かくして絶体の真理と道德の体现者となつた天皇は、祭政一致の体制において、その宗教的次元は全宗教の頂点に君臨し、かつ天皇自身は「皇祖神、皇靈と一体であり、普遍的価値を体现する神である」とされるに至り、天皇の絶対性が確立した。天皇は現人神として、世俗次元においては政治、軍事の大権を、宗教的次元においては祭祀大権を掌握することになった。憲法上は、立憲君主制の法治国家の体制でありながら、古事記や日本書紀の古代神話によつて根拠づけられた要素をも同時に持つ、体質的な矛盾を内包する特異な近代国家であつた。

明治二十年代以降、日本の欧化主義に対する反動もあつて、国粹主義的傾向が一段と増幅されていった。その結果として自由民権運動の抑圧やキリスト教への反撥も発生した。キリ

スト教に反感を抱く仏教者側からは、排耶護国論の運動が展開したが、信教の自由と政教分離を唱え、政治体面に進歩論を展開した島地黙雷<sup>⑤</sup>も、この時期には排耶護国運動に積極的役割を果たすようになる。大内青巒も当初は自由民権運動に呼応して啓蒙的な仏教運動に挺身していたが、尊皇奉仏大同団の結成に参画し「皇室の尊榮を保護し仏教の勢力を振興して、大日本帝国の元氣を充実」する運動を展開するに至る<sup>⑥</sup>。

またさらに、日本近代仏教史中の代表的人物である浄土宗の鵜飼徹定、井上円了、村上專精及び国家主義的日蓮主義運動で著名な、田中智学、かれの影響下にあった軍人石原莞爾、同じく智学の教説に同感した右翼の闘士井上日召、異なる立場から日蓮主義右翼革命家北一輝などが続いた。もちろん社会革新をめざす境野黄洋、高島米峰、杉村楚人冠及び渡辺海旭たちの「仏教清徒同志会」による、仏教運動も発生するに至った。少数ではあったが、社会革新をめざす仏教運動者も出て、天皇制を否定する者も出た。

天皇制国家によって仕掛けられた幸徳秋水のいわゆる大逆事件には、内山愚堂(曹洞宗)、峯尾節堂(臨濟宗)、高木顕明(大谷派)など仏教僧侶が連坐して世間を驚愕せしめた。

しかし日本の国粹主義と天皇制は、全国的教化の下に推進され、仏教界の大勢は、それに同調するものであった。

明治期を通じ確立された天皇絶体制の祭政一致国家は、そ

れに続く短い大正期を経て、昭和と改元、新帝の昭和天皇へと受け継がれその治世が始まったとき「昭和中期万機一新」の期待の下に、第一次世界大戦後のめざましい日本経済の発展を背景に、遂に日本をして世界の強国のひとつとして、列強に互せしめるまでになった。それまでの日本が欧米列強の中国侵略に便乗していたが、それら列国の相互対立の機に乗じて、帝国主義へと連なる道に一步を踏み出した。このような状況の中で、伝統仏教の立場はどのようなものであり、どう対応していったかは、歴史的事実の中で明らかになる。

仏教は日本に伝来以来、中国でもそうであったように、権勢層の支援と庇護の下に定着し発展してきた。「仏法はかならず忠に国王の施行に依って流通せしむべし。この故に仏は慇懃に国王に付囑したまう」(興禅護国論世人決疑問第三)の如く、それ以前の平安仏教の天台宗、真言宗にしても勅許によって始動した護国仏教であり、主として支配層の一門の繁栄や領土の保全や安穩を守護する行法によって機能した。たとえば「呪術宗教的な護国般若の法は、古代から現代まで、そして十五年戦争には敵国降伏の祈願として、敗戦時には国体護持の祈願として般若経典が誦誦され」た。そのように仏教は、朝廷をはじめ支配階層の外護によって発足し、さらに幕府、武家、豪商の保護によって発展してきた。禅宗仏教も近代に入って富国強兵を国策に沿って奨励する禅として、活

躍するに至ったのは当然の成り行きである。従つて「近代日本の禅宗は、主として戦争をする側の禅であつて、戦争にかり出される側の禅ではなかつた」と指摘されるのである。

「般若の空の原体験」は当然のことながら社会的には具体的な姿をとつて現われないが、しかし仏教者自身の「根本体験とか仏教の慈悲の思想」が、その社会的関係のありよう、発言、行動によつて具体的な形となつて明確化する。西田哲学においても、絶対無としての絶対矛盾的自己同一の論理の典型は、日本の皇室であるとし、大乘仏教の一即多の理論もまた一君万民の道として、日本の歴史的現象であると言うのである。「絶対無に依拠する具体化は行為的直観として、皇国史観に基づく国史の事実<sup>3</sup>に信順し、自己を空じて絶対現在の中心としての天皇に帰一し、皇室から皇室へと歴史的世界の個として国体的に行爲する」ことになるのである。

このような哲学的「絶対無の直観」の論理を、通俗的な解釈を通じて「皇道禅」ないし「皇道仏教」へと展開させていく。このような仏教論を唱導し、また追従する仏教界のリーダーは枚挙にいとまがない。またこの人たちは自ら積極的に仏教者としての良心を捨て、信教の自由を否定するのである。その中には椎尾弁匡、高楠順次郎などの著名な学者も含まれ、また佐々木憲徳は「恩一元論」を書き、曹洞宗では「宗門の信行五要綱」において「日本人たり皇民たるの真義に徹する

所以の五要綱を、いよいよ明らかに我等をして体得せしめる宗門の信行は左の如し」として、国体明徴帰依三宝、皇運扶翼証上妙修、敬神崇祖師資相承、皇民鍊成身心学道、皇民生活行持報恩<sup>4</sup>と並べ戦時体制下の皇道仏教としての立場を表明している。

また他の禅匠は「七生報国の真精神」（石黒法竜「大乘禅」昭和十八年九月号）において「七生報国に二つの安心あり」と説き、大安心については「皇国のみが永久に八紘為宇の天地の公道に基く正義を地上に示してゆく大安心」と説き「（天皇の）御高德に對し奉り一死報国の程度ではとてもても相済み申さぬ」と、戦時指導者、軍指導部などの意を声高に代弁する。また別の老師は「決戦必勝の禅道的要訣」（「禅の生活」昭和十八年二月号）で、坐禅会に参加した一青年が独参において、ある老師から「米国軍需工場を撃滅して来なさい」と示されたことに解説を加え「青年を指導した老師が、（そう言ったのは）青年が軍需生産力や兵器に對して抱いている驚き懼れ感を脱却せしめようためである」と説く。禅の指導層が逼迫した戦況の中で、活路開明に以上のような無謀とも言うべき指針しか与えることができなかった。日中戦争が始まった頃から、特に軍部は思想界、宗教界への干渉を強め、特に仏教を戦時体制へと強引に引き込もうとして、教義の改変を画策した。仏教が国家非常時における国

民の思想と行動を指導する實力をもたないのは、仏教が聖徳太子以来の日本の歴史から遊離しており皇国の絶対性を認識していないためである、との立場から仏教学者稲津紀三が「国体の信仰と仏教——仏教哲理の再認識」を書いて、理論面から「靖国浄土」の思想を展開している。その理論的根柢は、皇道の原則は、天皇詔勅にみられるように、人類永遠の平和を確立し万邦をして、その所を得せしめ兆民をして、その堵に安んじめることにある。これが「聖戦」における建国の精神、八紘一宇の本願であり、いにかえるならば靖国<sup>Ⅱ</sup>安国の本願であると主張する。

ブツダの原始仏教においては、帝王の絶対性が否定されており、また大乘仏教の真俗二諦の立場からすれば、仏法と王法において仏法為本として聖位に位地すれば、王法は俗諦として相対的な地位となり、天皇は単に国家元首として存在するのみで、その聖性を失い絶対性は認識されないことになる。特に浄土門では弥陀と弥陀浄土を絶対視するから「皇国の神国たるゆえん」が自覚されないことになり、その意義が国家と宗教とに分裂しているために心の安らぎは得られない。それは天皇と国体を矮小化する誤った自己の概念に煩わされているからで、その小我・小観念を打破することこそが仏法のさとりであり、尽十方無碍光の大悲であるという理論である。この靖国浄土の思想には、当時の仏教界は殆ど異を唱え

ることは不可能な状況であったのは、仏教界そのものが、国民の使命は皇国日本の建設であり、そのための奉仕であるという一色の価値観に支配されてしまっていたからである。たとえば市川白弦氏が、満洲に「王道樂土」を建設するという国策をば、足もとをすくわれた慈悲過剰の国策であると批判し、仏教徒の最優先の願いは「仏国土」の建設であるはずだと主張したことに対し、高名な禅匠朝日奈老師から、いまこそ仏国土の建立などという空論をもてあそぶ人間があるが、仏教徒の使命は皇国日本の建設であるという趣旨の叱責を受けたということなど、まさにその典型的な例であろう。

政治的に大きな時代の潮流は、昭和三年（一九二八）の治安維持法を改悪（死刑を追加）し、同四年十二月には宗教団体を新設し信教統制を開始、同四年十二月「神社非宗教」路線が始まり、同十三（一九三八）年國家總動員法成立、同十五年三月同法施行、同十五年十月大政翼賛発足など矢つぎばやに国民統制のための法的環境が整えられ、徹底していく過程で次第に戦時体制が強化され思想統制が一段と厳しくなるとともに公認各宗教の活動を通じ、積極的に国策に奉仕させるため政府は圧力を加えていった。このような背景において各宗教団体は大勢として先を競って協力を表明、先の教界の有力者や学者が自らの宗教的信念や良心を捨てアジテーターの立場で青年を鼓舞し戦場へとかりたてていった。その

責任は決して、軽いものではないだろう。

かつて、いわゆる「満洲事変勃発」の翌年一九三二年（昭和七年）「滿蒙上海事変」戦没者合祀臨時大祭が靖国神社で挙行された際カソリック系大学の学生の一部が、宗教上の理由から参拝を拒否する事態が発生した。これを受けて大学側が「神社は宗教か否か」の質問を發した。これに対する文部省の回答は、神社参拝は宗教行為ではなく忠誠心の表現であるから、いかなる宗教上の理由によっても参拝を拒否することはできない旨の公式見解の提示であった。このような思想は敗戦後も受け継がれ、靖国の国家護持の方向が時折囁かれ、また今なお政治家の参拝において、右の回答から「忠誠心の表現であるから」の文言を消去した「参拝は宗教行為ではない」の理由付けは、そのまま踏襲されている。

靖国合祀の問題で、個人の宗教信仰上の意味がどう理解されているか。それに関連する問題として一九七三年「自衛官合祀拒否」の訴訟が、信仰についてあまり厳密に意識していない日本の宗教的風土の中で注目を集めた。夫婦でキリスト教の洗礼を受けたが、夫の自衛官が勤務中、交通事故で死去した。その後出身地の山口県護国神社に殉職自衛官として合祀された問題で、夫人が合祀取り下げを要求したが神社側の拒否にあい提訴した事件である。原告側弁護士は「本件の核心は、国といえども侵すことが許されぬ自由権の中核である

信教（良心）の自由が自衛隊によって侵されたということである」と意見陳述をおこなった。一、二審ともに「宗教上の人格権」として理解を示し人間的判決を行ったが、最高裁大法廷は「これらの行為は、宗教とのかかわり合いが間接的であり、意図、目的も、合祀実現により自衛隊員の社会的地位の向上と士気の高揚を図ることにあった」と国側（自衛隊）の主張通り逆転してしまった。教科書裁判の家永三郎教授が「いまの最高裁は、真の司法はこうあるべきだと、逆の面から教える」反面教師「のような気がする」（法学セミナー「日本の裁判」と慨嘆したことを思いおこす。

靖国神社の問題の場合は、もつと複雑な要素を複合して抱えているので、重大な意味を有している。

## 五 おわりに

靖国神社には、一般国民の知らぬ間に十四人のA級戦犯を合祀した。靖国神社は本来、戦死者の追悼と同時に顕彰の目的をもつたものであったし戦時中は戦意高揚と国民動員の精神的意味づけ強化の機能を有していた。A級戦犯などを裁いた東京裁判は勝者側の裁判で、不当であるとの立場から、戦勝国側も同時に裁かれるべきだとの主張も多くある。たしかに東京、大阪をはじめとする大都市の空爆、特に広島、長崎の原爆投下による一般市民の大量殺戮を行ったアメリカの行

為は、理由のいかんを問わず厳しく裁かれるべきだと思ふ。

しかし、国民の思想、信教、言論、出版、結社の自由を含む基本的人權の一切を奪い、問答無用の国民精神総動員によつて、過去の一五年戦争を引きおこし自国の多くの人命、財産を犠牲にすると同時に近隣諸国に侵略の魔手をもつて、甚大な被害を与えた事實は消し去ることのできない歴史的事實である。当然、日本国民の側から当時の戦争指導者の行為は厳正に糾さるべきだと思ふ。日本軍国主義の長期にわたる対外侵略戦争によつて、アジア諸国にも甚大な被害を与えたばかりでなく、国内の経済にも莫大な戦争被害をもたらした。人的被害だけでも、当時の経済安定本部の調査によると戦死、戦病死者、国内における戦災死者を含めた数は合計一八五万に上り、この数字は一九四四年の総人口の二・五%に相当するものだと言われる。その他負傷者を含む罹災者にいたつては、約八七五万人の莫大な数に上つた。このような歴史的事實を決して忘却のあなたへ追いやつてはいけないし、人類史の上で永久に記録をとどめて、再びこのような結果をもたらす愚かな行為を、繰り返してはならないのである。

しかし問題は、敗戦後もまだ依然として旧帝国主義的思想の呪縛から脱し得ない人びとが存在した事實である。仏教界にもその例に漏れず、激烈な言辞を以て、アジテートする人物もいた。昭和四十六年代、靖国神社国家護持に関して当時

の、曹洞宗宗務総長が、それに賛成である旨意見陳述したのを承けて「近年の痛快事だと思つている。そして曹洞宗内から、それに反対だという意見の発表があつたことを聞かない……靖国神社を神社神道から脱退させ宗教法人のワクからこれをはずし、超宗教、超宗派という立場におき、宗教とは性格の異なるものに改めて国民の尊敬と感謝の対象として、国家がこれを護持するというのに何で違憲となるのであるか」(暁鐘昭四六年七月号)。まさに明治期神社神道を以て宗教ではないとし、祭祀執行機関として位地づけ、天皇制国家を築くための宗教政策の一環として利用してきた当時の権力者の発想と意図とまったく同次元の思考であるといつても過言ではない。この老師はまた、各種労働組合や日教組及び市民運動、団体等の名を挙げ、これらは「みずから進んで国賊となつている。……こんな大学は片っぱしからつぶしてしまわなければならない。それが現憲法ではできないというなら、そんな反日本的亡国憲法、すなわち占領軍の落し子たる偽憲法の失効宣言を一日も早く実行して教育制度の根本改革を断行すべきである」(同昭四七年一月号)と説く。まさに皇道仏教と聖戦論禪者で、過去の妄見に呪縛され続けている人物であらう。

その当時は、すでに現平和憲法の下二十五年以上も経過し、民主国家として平和主義による協調路線を世界に向つて宣言



し認知されていた時期であった。

過ぎ去った過去のあやまちや戦争にこだわり、先人の過誤を別扱し死者を鞭打つような行為は潔しとはいえない。しかし過去の穿鑿ではなく、未来志向であり創造であると言ったとき、過去の責任をあいまいにし、人類史上の大きな過誤をそのまま未来に継承し続けるわけにはいかない。

仏教はその長い歴史の中で、時所に応じて変容しつつ、広汎な精神的風土を形成してきたことは事実であり、未来の人類や世界の救済の可能性を有するのは仏教思想であるというこの発想そのものは、近代史との関わりにおいて問題となる部分があるにしても、現実の世界と人類の遭遇している諸問題から観れば、世の多くの賛同を得ることができるかも知れない。しかし一方では、過去のさまざまな「倫理・宗教・歴史の試練に出会いながら、この空前の個別的・共同的経験を反省し点検する仕事が始められていないとするならば、こんにちの仏教は正常ではないであろう」という厳しい指摘も、重く受けとめていかねばならない。

## 註

- (1) 「宗教と国家」 日本思想大系（岩波書店）四九〜五〇頁
- (2) 「前掲書」 一三四頁
- (3) 「前掲書」 二四三頁

世界の宗教的状况とその方向性（福田）

(4) 「前掲書」 七〇頁

(5) 「天皇の祭祀」（村上重良）一四二頁（岩波新書）

(6) 「前掲書」 一〇七頁及び大日本帝国憲法「第一章 天皇」

(7) 「前掲書」 一五三頁

(8) 「宗教と国家」 一三五頁「島地黙雷建白書」

(9) 吉田久一「日本近代仏教社会史」

(10) 神崎清「実録 幸徳秋水」（読売新聞社）

(11) 市川白弦「日本ファシズム下の仏教」 十三頁（エヌエス出版）

（全）

(12) 「前掲書」 十二頁

(13) 「前掲書」 二六頁

(14) 「禅と生活」 昭和十八年

(15) 市川白弦「前掲書」 六〇頁

(16) 市川白弦「前掲書」 五六及び六二頁

(17) 市川白弦「般若の保守性と革新性」 七頁

(18) 市川白弦「日本ファシズム下の仏教」 二三頁